

 \bigcirc

山形県公報

平成19年11月27日(火) 第1895号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 削 山形県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則.....(財) 政 課)...1468 山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則......(都市計画課)...同 山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則.....(同) ...1469 告 県議会定例会の招集.....(財 政 課)...1473 指定居宅サービス事業者の指定................................(村山総合支庁福祉企画課)... 同 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....() ...1474 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(同) ... 同 指定介護予防サービス事業者の指定.....(同) ...1475 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更......(同) ...1476 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(同) ...1477 指定居宅介護支援事業者の指定.....(同) ...1478 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....().... 同 同) ... 同 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定.....(同 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....(同) ...1479 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の 廃止......(同) 同 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定.....(同) ...1480 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定に係る事業の廃止...()... 同 同 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所…(保健薬務課)…1481 平成12年3月県告示第303号(実技試験に係る技能検定試験手数料の額)の一部改正...(雇用労政課)...1482 山形県家畜人工授精講習会等規程の一部を改正する規程.....(エコ農業推進課)... 同 道路の位置の指定.....(村山総合支庁建築課)... 同 開発行為に関する工事の完了.....(......(置賜総合支庁建築課)...1483 公安委員会関係 告 示 選挙管理委員会関係 告 示

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正......1484

+=	10
+=	7-
ハル	12

山形県病院事業局職員倫理規程..... 公 告 特定調達契約に係る落札者の公告......(市 町 村 課)...1490 特定非営利活動法人の設立の認証の申請...................(置賜総合支庁企画振興課)... 同) ...1491(中山公園の野球場の命名権者の募集.....(都市計画課)...1492 県営住宅入居者の一般公募......(村山総合支庁建築課)...1493(庄内総合支庁建築課)...1496 一般競争入札の公告......(病院事業局)...1499 同 同) ... 同 正 誤

則

山形県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

規

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第108号

平成19年11月27日

山形県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

山形県手数料条例の一部を改正する条例(平成19年3月県条例第24号)中第2条第1項第260号及び第261号の改正規定の施行期日は、平成19年12月19日とする。

山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第109号

山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

山形県屋外広告物条例施行規則(昭和49年12月県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「別表第4」を「別表第4の特に積雪が多いと認められる地域以外」に改める。

別表第3建植広告の項第1項第1種普通規制地域の欄第4号中「(3)」を「(4)」に改め、同号を同欄第5号とし、同欄第3号の次に次の1号を加える。

(4) 映像が表示される特殊装置広告については、表示面積が一面10平方メートル以下であること。(数枚で1個の広告となつているものについては、その合計面積とする。)

別表第3建植広告の項第1項中「20平方メートル」を「20平方メートル(映像が表示される特殊装置広告にあつては、15平方メートル)」に、「30平方メートル」を「30平方メートル(映像が表示される特殊装置広告にあつては、20平方メートル)」に改め、同表壁面利用広告の項中「一面20平方メートル」を「一面20平方メートル(映像が表示される特殊装置広告にあつては、15平方メートル)」に、「30平方メートル」を「30平方メートル(映像が表示される特殊装置広告にあつては、20平方メートル)」に改め、同表屋上利用広告の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 映像が表示される特殊装置広告については、表示面積が一面20平方メートル以下であること。(数枚で1個の広告となつているものについては、その合計面積とする。)

別表第4建植広告の項第1項中「5平方メートル」を「5平方メートル(特に積雪が多いと認められる地域においては、11月15日から翌年の4月15日までの間に限り、7平方メートル)」に、「5メートル」を「5メートル(特

に積雪が多いと認められる地域においては、11月15日から翌年の4月15日までの間に限り、7メートル)」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において、「特に積雪が多いと認められる地域」とは、鶴岡市田麦俣字七ツ滝、上山市蔵王坊平高原、 西村山郡西川町大字志津、大字大井沢及び大字月山沢、最上郡大蔵村大字南山、西置賜郡小国町大字沼沢、 大字片貝及び大字叶水並びに同郡飯豊町大字下屋地の区域をいう。

別記様式第12号中「合併による消滅 3 破産」を「合併による消滅 3 破産手続開始の決定」に改める。 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第110号

山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則(昭和59年4月県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(国の機関又は都道府県等が行う開発行為の協議)

- 第3条の2 法第34条の2第1項の協議は、開発行為協議書(別記様式第6号の2)を提出して行わなければならない。
- 2 前項の協議書には、法第30条第2項及び省令第17条第1項に定める図書並びに第2条第1項第1号、第4号及び第5号に掲げる図書を添付しなければならない。
- 3 第2条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。

第4条第1項中「別記様式第6号の2」を「別記様式第6号の3」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(国の機関又は都道府県等が行う開発行為の変更の協議)

- 第4条の2 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の協議は、開発行為変更協議書(別記様式 第6号の4)を提出して行わなければならない。
- 2 前項の変更協議書には、省令第28条の3に定める図書及び次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 第2条第1項第1号、第4号及び第5号に掲げる図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるもの
 - (2) その他知事が必要と認める書類

第12条の2の次に次の1条を加える。

(市街化調整区域内における国の機関又は都道府県等が行う建築等の協議)

- 第12条の3 法第43条第3項の協議は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設協議書(別記様式第14号の2)を提出して行わなければならない。
- 2 前項の協議書には、省令第34条第2項に定める図書並びに前条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる図書を添付しなければならない。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。

第18条中「第2条第1項の表第18項又は第19項」を「第2条第1項の表第24項又は第25項」に、「場合を」を「場合並びに法第34条の2第1項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)及び法第43条第3項の規定により協議する場合を」に改める。

別記様式第6号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「第34条第9号」を「第34条第13号」 に改める。

別記様式第6号の2を別記様式第6号の3とし、別記様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第6号の2

開発行為協議書

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為について協議します。

年 月 日

山形県知事 殿

住 所 名称及び代表者氏名

ΕD

	1	開	発区	域は	二含	まれ	,るt	也域	の名	名称					
開	2	開	発		X	域	Ø)	面	積			平方メー	・トル	
発	3	予	定	建	築	物	等	の	用	途					
行	4	I	事	施	行	者	住	所	氏	名					
為	5	I	事	着	手	予	定	年	月	日		年	月	日	
Ø	6	I	事	完	了	予	定	年	月	日		年	月	日	
概	7		3の第 のの別		の用し	こ供で	するも	もの、	、そ(D他					
要	8	法算	第34氪	条の	該当	号及	び該	当。	する!	里由					
	9	そ	Ø	他	l y	<u>چ</u> ر	要	な	事	項					
	受		付	1	番	号					年	月	B	第	号
	協	議成	立に	付し	した	条件	:								
	協	議	成	立	番	号					年	月	日	第	号

備考 1 印のある欄は記載しないこと。

- 2 「8 法第34条の該当号及び該当する理由」の欄には、協議に係る開発行為が市街化調整区域内に おいて行われる場合に記載すること。
- 3 「9 その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許 可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

別記様式第7号の前に次の1様式を加える。

様式第6号の4

開発行為変更協議書

都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定により、開発行為の変更につ いて協議します。

年 月 日

山形県知事 殿

住 所 名称及び代表者氏名

ΕD

	变	更	Ę	ļ.	項		等	75	支	更	前		变	更	後
als	1	開発区	域に含	まれ	る地は	域の名	3 称								
変更	2	開発	X	域	Ø	面	積			平	方メートル			平	方メートル
更の	3	予 定	建築	物	等(D 用	途								
概	4	工事	施行	者	住 戶	近 氏	名								
要	5 0	自己の業 のものの別		こ供す	るもの	か、その	の他								
<u>s</u>	6	法第34条	その該当	号及	び該当	ίする∃	里由								
	7	そ の	他业	必 要	を	事	項								
開	発	協議成	立 年	月日	3 及	び番	号			年	月	日	第		号
変		更	Ø		理		由								
	受	付	番	号					年		月	日	ŝ	Ŕ	号
	協	議成立に	付した	条件											
	協	議成	立 番	: 号					年		月	日	争	——	号

備考 1 印のある欄は記載しないこと。

- 2 「6 法第34条の該当号及び該当する理由」の欄には、協議に係る開発行為が市街化調整区域内に おいて行われる場合に記載すること。
- 3 「7 その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許 可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

別記様式第14号の次に次の1様式を加える。

様式第14号の2

建築物の新築、改築若しくは用途の変更 又は第1種特定工作物の新設協議書

#	『市計画法第43条第3項の規定により、 第1種特 定工作物 の 開途の変更 新 設	
	年 月 日	
	山形県知事 殿	
	住所	
	名称及び代表者氏名	
	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとす	
1	る建築物の存する土地又は第1種特定工作物を新設しよう	
	とする土地の所在、地番、地目及び面積	
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設	
_	しようとする第1種特定工作物の用途	
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物 の用途	
	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設	
	しようとする第 1 種特定工作物が法第34条第 1 号から第10	
4	号まで又は令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの	
	建築物又は第1種特定工作物に該当するかの記載及びその	
	理由	
5	そ の 他 必 要 な 事 項	
	受 付 番 号 年 月 日 第 号	<u>1</u>
	協議成立に付した条件	
	協議成立番号 年 月 日 第 号	<u> </u>

備考 1 印のある欄は記載しないこと。

2 「5 その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作 物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載 すること。

別記様式第18号の2中「 第35条の2 第41条」を「 第34条の2 第35条の2 第41条」に改める。 この規則は、平成19年11月30日から施行する。

山形県告示第1042号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成19年12月4日山形市に招集する。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤	弘
--------------	---

山形県告示第1043号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	'-	宅サ 類	ービス	スの	指定年月日
株式会社ニチイのきらめき 東京都千代田区神田駿河台 2 - 9	ニチイのきらめき山形 山形市桧町4-3-45		特定施設入居者生 活介護			平成19.11. 1
特定非営利活動法人エッセンシャルケアセンター 天童市東長岡三丁目6番3号	エッセンシャルケアセンター 天童市東長岡三丁目6番3号	訪	問	介	護	同
株式会社ジャパンケアサービ ス山形 東京都港区六本木六丁目10番	ハッピー山形南・ヘルパーステーション	訪	問	介	頀	同
1号 株式会社ジャパンケアサービ ス山形 東京都港区六本木六丁目10番 1号	ハッピー山形北央・ヘルパーステーション 山形市薬師町二丁目 6番17号	訪	問	介	頀	同
	ハッピー上山・ヘルパーステーション 上山市二日町 9 番21号	訪	問	介	頀	同
株式会社ジャパンケアサービ ス山形 東京都港区六本木六丁目10番 1号	ハッピー上山北・ヘルパーステーション 上山市金谷字八反田399番地 1	訪	問	介	護	同
株式会社ジャパンケアサービ ス山形 東京都港区六本木六丁目10番 1号	ハッピー天童・ヘルパーステーション 天童市東本町一丁目 2 番18号	訪	問	介	頀	同
株式会社ジャパンケアサービ ス山形 東京都港区六本木六丁目10番 1号	ハッピー山形・訪問入浴ステーション 山形市陣場二丁目11番28号	訪	問入	、浴彡	个護	同
株式会社ジャパンケアサービ ス山形 東京都港区六本木六丁目10番 1号	ハッピー上山温泉・訪問入浴ステーション 上山市石曽根37番地	訪	問入	、浴彡	个 護	同

ス山形	ハッピーあかねケ丘・デイサービスセン ター 山形市あかねケ丘一丁目 2 番33号	通 所 介 護	同
ス山形	ハッピー山形・福祉用具貸与事業所 山形市あかねケ丘一丁目 2番33号	福祉用具貸与	同
ス山形	ハッピー山形・福祉用具貸与事業所 山形市あかねケ丘一丁目 2番33号	特定福祉用具販売	同

山形県告示第1044号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の 届出があった。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤

弘

指定居宅サービス事業者	居宅サービ		事	業所の名称	尔及び所在	地		変更年月日
の名称及び所在地	スの種類	変	更	前	变	更	後	友 史牛月口
株式会社天童運送	福祉用具貸	株式会社	天童運	送タートル	レ福祉用具	部		TF (\$40.40.4
天童市一日町三丁目3番3号	与	天童市大 1371番地		也字藤段	天童市清 14号	池東二	丁目1番	平成19.10.1

山形県告示第1045号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の 届出があった。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地		居宅サ ー ビスの 種類			廃止年月日
特定非営利活動法人山形らい	自立支援センター山形らいふめぇと					
ふめぇと企画		訪	問	介	護	平成19.10.31
山形市あかねケ丘二丁目11番	山形市あかねケ丘二丁目11番16号	加	미	Л	豉	十0人19.10.31
16号						
株式会社コムスン	株式会社コムスン山形南ケアセンター					
東京都港区六本木六丁目10番	山形市前田町16番18号	訪	問	介	護	同
1号						
株式会社コムスン	株式会社コムスン山形北央ケアセンター					
東京都港区六本木六丁目10番	山形市薬師町二丁目 6 番17号	訪	問	介	護	同
1号						
株式会社コムスン	株式会社コムスン上山ケアセンター					
東京都港区六本木六丁目10番	上山市二日町 9 番21号	訪	問	介	護	同
1号						

株式会社コムスン 株式会社コムスン上山北ケアセンター 1号				
1号 株式会社コムスン 株式会社コムスン天童ケアセンター 東京都港区六本木六丁目10番 1号 株式会社コムスン 山形市陣場二丁目11番28号 お 問 入 浴 介 護 同	株式会社コムスン	株式会社コムスン上山北ケアセンター		
株式会社コムスン 株式会社コムスン天童ケアセンター 天童市東本町一丁目 2 番18号	東京都港区六本木六丁目10番	上山市金谷字八反田399番1号	訪 問 介 護	同
東京都港区六本木六丁目10番 1号 株式会社コムスン 山形訪問入浴ケアセ 東京都港区六本木六丁目10番 1号 株式会社コムスン 山形訪問入浴ケアセ カター 山形市陣場二丁目11番28号 株式会社コムスン かみのやま温泉訪問 大浴ケアセンター 上山市石曽根37番地 1号 株式会社コムスン がみのやま温泉訪問 大浴ケアセンター 上山市石曽根37番地 5 間 入浴 介 護 同 1号 所 介 護 同 1号 株式会社コムスン がみのかなが丘 山形市あかねケ丘一丁目 2番33号	1号			
1号 株式会社コムスン 株式会社コムスン 山形市陣場二丁目11番28号 株式会社コムスン 株式会社コムスン かみのやま温泉訪問 京都港区六本木六丁目10番 人浴ケアセンター 上山市石曽根37番地 株式会社コムスン 大イサービス・コムスンあかねが丘 山形市あかねケ丘一丁目2番33号 通 所 介 護 同 日	株式会社コムスン	株式会社コムスン天童ケアセンター		
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番	天童市東本町一丁目 2 番18号	訪 問 介 護	同
東京都港区六本木六丁目10番 1号	1号			
1号	株式会社コムスン	株式会社コムスン 山形訪問入浴ケアセ		
株式会社コムスン 株式会社コムスン かみのやま温泉訪問 東京都港区六本木六丁目10番 1号	東京都港区六本木六丁目10番	ンター	訪問入浴介護	同
東京都港区六本木六丁目10番 1号	1号	山形市陣場二丁目11番28号		
#式会社コムスン デイサービス・コムスンあかねが丘 東京都港区六本木六丁目10番 山形市あかねケ丘一丁目 2 番33号 通 所 介 護 同 1号 株式会社コムスン 株式会社コムスン山形福祉用具センター 東京都港区六本木六丁目10番 山形市あかねケ丘一丁目 2 番33号 福祉 用 具 貸 与 同 #式会社コムスン コムスンのきらめき山形 山形市桧町4-3-45 特定施設入居者生 活介護 標式会社コムスン 株式会社コムスン山形福祉用具センター 東京都港区六本木六丁目10番 株式会社コムスン山形福祉用具センター 東京都港区六本木六丁目10番 山形市あかねケ丘一丁目 2 番33号 特定福祉用具販売 同	株式会社コムスン	株式会社コムスン かみのやま温泉訪問		
株式会社コムスン デイサービス・コムスンあかねが丘 山形市あかねケ丘一丁目 2 番33号 通 所 介 護 同 1号 株式会社コムスン 株式会社コムスン山形福祉用具センター 山形市あかねケ丘一丁目 2 番33号 福 祉 用 具 貸 与 同 1号 株式会社コムスン カルスンのきらめき山形 東京都港区六本木六丁目10番 山形市桧町4 - 3 - 45 特定施設入居者生 活介護 株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番 株式会社コムスン山形福祉用具センター 東京都港区六本木六丁目10番 株式会社コムスン山形福祉用具センター 山形市あかねケ丘一丁目 2 番33号 特定福祉用具販売 同	東京都港区六本木六丁目10番	入浴ケアセンター	訪問入浴介護	同
東京都港区六本木六丁目10番 1号 株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番 1号 株式会社コムスン山形福祉用具センター 山形市あかねケ丘一丁目2番33号 福祉用具貸与 同 株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番 1号 株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番 1号 株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番 1号 株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番 大型 株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番 1号 株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型	1号	上山市石曽根37番地		
#式会社コムスン 株式会社コムスン山形福祉用具センター 東京都港区六本木六丁目10番 山形市あかねケ丘一丁目2番33号 福祉用具貸与 同	株式会社コムスン	デイサービス・コムスンあかねが丘		
株式会社コムスン 株式会社コムスン山形福祉用具センター 東京都港区六本木六丁目10番 山形市あかねケ丘一丁目2番33号 福祉用具貸与 同 1号 株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番 山形市桧町4-3-45 特定施設入居者生活介護 に	東京都港区六本木六丁目10番	山形市あかねケ丘一丁目 2 番33号	通 所 介 護	同
東京都港区六本木六丁目10番 山形市あかねケ丘一丁目2番33号 福祉用具貸与 同1号 株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番 1号 株式会社コムスン 株式会社コムスン 株式会社コムスン山形福祉用具センター東京都港区六本木六丁目10番 地形市あかねケ丘一丁目2番33号 特定福祉用具販売 同	1号			
1号 株式会社コムスン 中京都港区六本木六丁目10番 コムスンのきらめき山形 特定施設入居者生活介護 1号 株式会社コムスン 株式会社コムスン山形福祉用具センター山形市あかねケ丘一丁目2番33号 特定福祉用具販売	株式会社コムスン	株式会社コムスン山形福祉用具センター		
株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番 1号 株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番 株式会社コムスン山形福祉用具センター 東京都港区六本木六丁目10番 山形市あかねケ丘一丁目2番33号 特定福祉用具販売 同	東京都港区六本木六丁目10番	山形市あかねケ丘一丁目 2 番33号	福祉用具貸与	同
東京都港区六本木六丁目10番 1号 株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番 株式会社コムスン山形福祉用具センター 東京都港区六本木六丁目10番 山形市あかねケ丘一丁目 2 番33号 特定福祉用具販売 同	1号			
東京都港区六本木六	株式会社コムスン	コムスンのきらめき山形	性 字 佐 凯) 尼 老 生	
1号 株式会社コムスン 株式会社コムスン山形福祉用具センター 東京都港区六本木六丁目10番 山形市あかねケ丘一丁目 2 番33号 特定福祉用具販売 同	東京都港区六本木六丁目10番	山形市桧町4-3-45		同
東京都港区六本木六丁目10番 山形市あかねケ丘一丁目 2番33号 特定福祉用具販売 同	1号		/白川 護	
	株式会社コムスン	株式会社コムスン山形福祉用具センター		
1号	東京都港区六本木六丁目10番	山形市あかねケ丘一丁目 2 番33号	特定福祉用具販売	同
	1号			

山形県告示第1046号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指 定した。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

指定介護予防サービス事業者 の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	介護予防サービス の種類	指定年月日
株式会社ニチイのきらめき 東京都千代田区神田駿河台 2 - 9	ニチイのきらめき山形 山形市桧町4-3-45	介護予防特定施設 入居者生活介護	平成19.11. 1
特定非営利活動法人エッセンシャルケアセンター 天童市東長岡三丁目6番3号	エッセンシャルケアセンター 天童市東長岡三丁目6番3号	介護予防訪問介護	同
株式会社ジャパンケアサービス山形 東京都港区六本木六丁目10番 1号	ハッピー山形南・ヘルパーステーション 山形市前田町16番18号	介護予防訪問介護	同
株式会社ジャパンケアサービス山形 東京都港区六本木六丁目10番 1号	ハッピー山形北央・ヘルパーステーション 山形市薬師町二丁目6番17号発見ビル2階	介護予防訪問介護	同

株式会社ジャパンケアサービ ス山形	ハッピー上山・ヘルパーステーション	A +# -7 (E) + \ (III A +#	
東京都港区六本木六丁目10番 1号	上山市二日町 9 番21号	介護予防訪問介護	同
	ハッピー上山北・ヘルパーステーション		
ス山形 東京都港区六本木六丁目10番 1号	上山市金谷字八反田399番地1	介護予防訪問介護	同
	ハッピー天童・ヘルパーステーション		
ス山形 東京都港区六本木六丁目10番 1号	天童市東本町一丁目 2 番18号	介護予防訪問介護	同
	ハッピー山形・訪問入浴ステーション		
ス山形 東京都港区六本木六丁目10番 1号	山形市陣場二丁目11番28号	介護予防訪問入浴 介護	同
	ハッピー上山温泉・訪問入浴ステーショ		
ス山形 東京都港区六本木六丁目10番 1号	ン 上山市石曽根37番地	介護予防訪問入浴 介護 	同
	ハッピーあかねケ丘・デイサービスセン		
ス山形 東京都港区六本木六丁目10番 1号	ター 山形市あかねケ丘一丁目 2 番33号	介護予防通所介護	同
	ハッピー山形・福祉用具貸与事業所		
ス山形 東京都港区六本木六丁目10番 1号	山形市あかねケ丘一丁目 2 番33号	介護予防福祉用具 貸与	同
	ハッピー山形・福祉用具貸与事業所		
ス山形 東京都港区六本木六丁目10番 1号	山形市あかねケ丘一丁目 2 番33号	特定介護予防福祉 用具販売	同

山形県告示第1047号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

指定介護予防サービス	介護予防サー		事	業所の名称	尔及び所在	地		変更年月日
事業者の名称及び所在地	ビスの種類	变	更	前	変	更	後	女丈牛/7口
株式会社天童運送	介護予防福	株式会社	天童運	送タートノ	レ福祉用具	部		TT 1 1 0 1 0 1
天童市一日町三丁目3番3号	祉用具貸与	天童市大 1371番地		也字藤段	天童市清 14号	池東二	丁目1番	平成19.10.1

山形県告示第1048号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃 止した旨の届出があった。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

指定介護予防サービス事業者 の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	介護予防サービス の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人山形らい	自立支援センター山形らいふめぇと	のプリ主人共	
ふめぇと企画		介護予防訪問介護	₩ 1 10 10 21
山形市あかねケ丘二丁目11番	山形市あかねケ丘二丁目11番16号	八張丁忉切时可八張 	平成19.10.31
16号			
株式会社コムスン	株式会社コムスン山形南ケアセンター		
東京都港区六本木六丁目10番	山形市前田町16番18号	介護予防訪問介護	同
1号			
株式会社コムスン	株式会社コムスン山形北央ケアセンター	A *** -7 (1) *\ 100 A ***	
東京都港区六本木六丁目10番 1号	山形市薬師町二丁目 6 番17号	介護予防訪問介護	同
株式会社コムスン	株式会社コムスン上山ケアセンター		
東京都港区六本木六丁目10番	上山市二日町 9 番21号	介護予防訪問介護	同
1号			
株式会社コムスン	株式会社コムスン上山北ケアセンター		_
	上山市金谷字八反田399番1号	介護予防訪問介護 	同
1号 ## # 4 2 3 3 7 7 2 2 2	サポクショノフン・エキケフレン・ク		
株式会社コムスン	株式会社コムスン天童ケアセンター	人姓马欣钦明人姓	
東京都港区六本木六丁目10番 1号	天童市東本町一丁目 2 番18号	介護予防訪問介護	同
株式会社コムスン	株式会社コムスン 山形訪問入浴ケアセ	介護予防訪問入浴	
東京都港区六本木六丁目10番	ンター	介護	同
1号	山形市陣場二丁目11番28号	7182	
株式会社コムスン	株式会社コムスン かみのやま温泉訪問	介護予防訪問入浴	_
東京都港区六本木六丁目10番	人浴ケアセンター	介護	同
1号 ## # 4 7 / 7 > /	上山市石曽根37番地 デイサービス・コムスンあかねが丘		
株式会社コムスン		介護予防通所介護	
1号	山形市あかねケ丘一丁目 2 番33号	7. 遗了的地形分离	同
株式会社コムスン	コムスンのきらめき山形	介護予防特定施設	
東京都港区六本木六丁目10番	山形市桧町4 - 3 - 45	八	同
1号		八口日土/日八 吱	
株式会社コムスン	株式会社コムスン山形福祉用具センター	介護予防福祉用具	
東京都港区六本木六丁目10番 1号	山形市あかねケ丘一丁目 2 番33号	貸与	同
株式会社コムスン	株式会社コムスン山形福祉用具センター	性令人雄マのもう	
東京都港区六本木六丁目10番	山形市あかねケ丘一丁目 2 番33号	特定介護予防福祉	同
1号		用具販売	

山形県告示第1049号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定し た。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社ジャパンケアサービス山形	ハッピー山形南・居宅介護支援事業所	平成19.11.1
東京都港区六本木六丁目10番 1 号	山形市前田町16番18号	十加(19.11. 1
株式会社ジャパンケアサービス山形	ハッピー山形北央・居宅介護支援事業所	
東京都港区六本木六丁目10番 1 号	山形市薬師町二丁目 6 番17号	同
株式会社ジャパンケアサービス山形	ハッピー上山・居宅介護支援事業所	
東京都港区六本木六丁目10番 1 号	上山市二日町 9番21号	同
株式会社ジャパンケアサービス山形	ハッピー天童・居宅介護支援事業所	
東京都港区六本木六丁目10番1号	天童市東本町一丁目 2 番18号	同

山形県告示第1050号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の 届出があった。

平成19年11月27日

山形県知事際 藤 弘

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスン山形南ケアセンター 山形市前田町16番18号	平成19.10.31
株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスン山形北央ケアセンター 山形市薬師町二丁目6番17号	同
株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスン上山ケアセンター 上山市二日町 9 番21号	同
株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスン天童ケアセンター 天童市東本町一丁目 2 番18号	同

山形県告示第1051号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害者支援施設を次のとおり指定し た。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

指定障害者支援施設設置者の 名称及び主たる事務所の所在地	施設の名称及び所在地	施設入所支援以外の 施設障害福祉サービ スの種類	入所定員	指定年月日
社会福祉法人愛泉会	障害者支援施設 向陽園	生活介護・自立訓練		
山形市大字長谷堂字川原4687番	山形市大字長谷堂字川原	(生活訓練)・就労継	80名	平成19.10.1
地	4687番地	続支援		

弘

山形県告示第1052号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとお り指定した。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	指定年月日
社会福祉法人愛泉会 山形市大字長谷堂字川原4687番 地	向陽園ショートステイサービス 山形市大字長谷堂字川原4687番地	短 期 入 所	平成19.10. 1
社会福祉法人愛泉会 山形市大字長谷堂字川原4687番 地	デーサポート たんぽぽ工房 山形市南館二丁目 5 - 30	生 活 介 護	同
エフピコ愛パック株式会社 広島県福山市箕島町456番地の36	エフピコ愛パック株式会社 山形 工場 寒河江市大字八鍬字南626番地	就労継続支援A型	同 10.25
特定非営利活動法人エッセンシャルケアセンター 天童市東長岡三丁目6番3号	エッセンシャルケアセンター 天童市東長岡三丁目6番3号	居 宅 介 護 重度訪問介護	同 11.1
株式会社ジャパンケアサービス 山形 東京都港区六本木六丁目10番 1 号	ハッピー山形南・ヘルパーステーション 山形市前田町16番18号	居 宅 介 護重度訪問介護	同
株式会社ジャパンケアサービス 山形 東京都港区六本木六丁目10番 1 号	ハッピー山形北央・ヘルパーステーション 山形市薬師町二丁目 6番17号	居 宅 介 護重度訪問介護	同
株式会社ジャパンケアサービス 山形 東京都港区六本木六丁目10番 1 号	ハッピー上山・ヘルパーステーション 上山市二日町 9番21号	居 宅 介 護 重度訪問介護	同
株式会社ジャパンケアサービス 山形 東京都港区六本木六丁目10番 1 号	ハッピー上山北・ヘルパーステーション 上山市金谷字八反田399番地 1	居 宅 介 護重度訪問介護	同
株式会社ジャパンケアサービス 山形 東京都港区六本木六丁目10番 1 号	ハッピー天童・ヘルパーステーション 天童市東本町一丁目 2 番18号	居 宅 介 護 重度訪問介護	同

山形県告示第1053号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のと おり廃止した旨の届出があった。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	廃止年月日
社会福祉法人愛泉会 山形市大字長谷堂字川原4687番 地	向陽園デイサポートセンター 山形市大字長谷堂字川原4687番地	生活介護	平成19. 9.30
社会福祉法人愛泉会 山形市大字長谷堂字川原4687番 地	向陽園ショートステイサービス 山形市大字長谷堂字川原4687番地	短 期 入 所	同 10.31
株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番1 号	株式会社コムスン山形南ケアセン ター 山形市前田町16番18号	居 宅 介 護 重度訪問介護	同
株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番1 号	株式会社コムスン山形北央ケアセンター 山形市薬師町二丁目6番17号	居 宅 介 護 重度訪問介護	同
株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番1 号	株式会社コムスン上山ケアセン ター 上山市二日町9番21号	居 宅 介 護 重度訪問介護	同
株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番1 号	株式会社コムスン上山北ケアセン ター 上山市金谷字八反田399 - 1	居 宅 介 護 重度訪問介護	同
株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番1 号	株式会社コムスン天童ケアセン ター 天童市東本町一丁目2番18号	居 宅 介 護 重度訪問介護	同
特定非営利活動法人山形らいふ めぇと 山形市あかねヶ丘二丁目11番16 号	自立支援センター山形らいふめぇと 山形市あかねヶ丘二丁目11番16号	居 宅 介 護 重度訪問介護	同

山形県告示第1054号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第32条第1項の規定により、指定相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

指定相談支援事業者の名称 及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
特定非営利活動法人	エッセンシャルケアセンター	
エッセンシャルケアセンター		平成19.11.1
天童市東長岡三丁目6番3号	天童市東長岡三丁目6番3号	

山形県告示第1055号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定相談支援事業者から次のとおり廃止 した旨の届出があった。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

指定相談支援事業者の名称 及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人山形らいふめぇと	自立支援センター山形らいふめぇと	₩ = 10 10 21
山形市あかねヶ丘二丁目11番16号	山形市あかねヶ丘二丁目11番16号	平成19.10.31

山形県告示第1056号

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定により予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条 及び第6条の規定による予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所は、次のとおりである。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

医	師	i 氏	名	予 防 接 種 を	行う主たる場所
	H·r	20	н	医療機関名	所 在 地
田	中	靖	久	東北中央病院	山形市和合町三丁目2番5号
高	畠	典	明	同	同
鈴	木	恵	美子	山形県立中央病院	同 青柳1800番地
Ш	越	美	紀	同	同
Ш	野	研	悟	同	同
内	田	俊	彦	同	同
紅田	田	和	孝	鶴 岡 市 立 荘 内 病 院	鶴岡市泉町4番20号
内	田	早	織	同	同
=	浦	雅	樹	同	同
遠	藤	睦	美	遠 藤 医 院	同 坂井川字片茎80番地
斎	藤	憲	康	すこやかレディースクリニック	同 東原町19番27号
冏	南	和	昭	鶴岡協立病院附属クリニック	同 文園町11番3号
和	田		了	わ だ 内 科 医 院	同 下川字七窪 2 番地1198
和	田		満	同	同
金	子	_	善	酒 田 市 立 酒 田 病 院	酒田市千石町二丁目 3 番20号
宇	賀神		智	同	同
成	田	知	宏	同	同

菅	原	裕	史	同	同
小	林	孝	至	同	同
香	Ш	賢	司	同	回
遠	藤	誠	_	同	同
近	藤	恒	博	近藤内科循環器クリニック	同 相生町一丁目 6 番25号
浅	野	正	=	浅野内科クリニック	同 あきほ町653番地の9

山形県告示第1057号

平成12年3月県告示第303号(実技試験に係る技能検定試験手数料の額)の一部を次のように改正する。 平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

第2項の表検定職種の欄中「、家庭用電気治療器調整」、「、浴槽設備施工」及び「、フラワー装飾」を削り、「商品装飾展示」を「商品装飾展示、フラワー装飾」に改める。

山形県告示第1058号

山形県家畜人工授精講習会等規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県家畜人工授精講習会等規程の一部を改正する規程

山形県家畜人工授精講習会等規程(昭和25年12月県告示第518号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第4号中「山形県知事 氏 名殿」を「山形県知事 殿」に改め「印」を削る。 附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

山形県告示第1059号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 指定の番号 私道村総建第105号

2 指定の場所 東根市大字羽入字藤内1901 - 1の一部、1901 - 15の一部、1916 - 2の一部、3426の一部

3 道路の現況 幅員 6.00メートル 延長69.64メートル

4 指定年月日 平成19年11月15日

山形県告示第1060号

次の開発行為は、完了した。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 許可番号

平成19年9月4日 指令村総建第5011号

2 開発区域に含まれる地域の名称 東根市一本木三丁目7519番7号

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

天童市久野本四丁目16番10号

株式会社 須藤不動産

山形県告示第1061号

次の開発行為は、完了した。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 許可番号

平成19年10月3日 指令置総建第29号

2 工区に含まれる地域の名称

第一工区

東置賜郡高畠町大字山崎字上在家18番の一部、19番、21番、22番、23番 1、24番 1、25番、26番 1の一部、18番先の一部、19番先の一部、26番 1 先

東置賜郡高畠町大字一本柳字野中3800番1、3801番1、3802番1の一部

第二工区

東置賜郡高畠町大字山崎字在家16番、17番、18番の一部、26番1の一部、26番4、27番、16番先、18番先の一部、19番先の一部、27番先、15番先、26番1先の一部

東置賜郡高畠町大字一本柳字野中3802番1の一部、3803番1、3803番2、3803番5

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東置賜郡高畠町大字福沢1033 - 1

前山商事不動産部 代表 前山 英市

公安委員会関係

告 示

山形県公安委員会告示10号

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体として次の法人を指定した。

平成19年11月27日

山形県公安委員会

委員長 中 山 眞 一

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称

社団法人やまがた被害者支援センター

(2) 住所

山形市緑町一丁目 9番30号

(3) 代表者の氏名

金森 義弘

- 2 援助事業を行う事務所の名称及び所在地
 - (1) 事務所の名称

社団法人やまがた被害者支援センター

(2) 所在地

山形市緑町一丁目 9 番30号

3 援助事業に係る犯罪被害等

犯罪被害等の全部

4 指定を行った年月日

平成19年11月15日

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第136号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部を次のように改正する。 平成19年11月27日

> 山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 熊 谷 誠

2 老人ホームの項の表中

	特別養護老人ホームサンファミリア米沢						塩井町塩野520	を
Γ	特別養護	養老人ホ-	ームサン	ファミリフ	ア米沢	11	塩井町塩野520	1
	ゃ	す	5	ぎ	苑	"	成島町三丁目 2 番127 - 12号	に改める。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第16号

山形県病院事業局職員倫理規程を次のように定める。

平成19年11月27日

山形県病院事業管理者 野村 一 芳

山形県病院事業局職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、職員が県民全体の奉仕者であってその職務は県民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立に資するため必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、「職員」とは、病院事業局に勤務する一般職に属する常勤の職員及び地方公務員法 (昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。
- 2 この規程において、「管理職員」とは、山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成14年12月県条例第65号)第5条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員をいう。
- 3 この規程において、「事業者等」とは、法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。
- 4 この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。
- 5 この規程において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該 各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が 少ない職務に関する者として別に定める者を除く。
 - (1) 許認可等(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する許認可等をいう。)をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人(前項の 規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。)及び当該許認可等の申請をしようと

していることが明らかである事業者等又は特定個人

- (2) 補助金等(山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年8月県規則第59号)第2条第1項に規定する補助金等をいう。)を交付する事務 当該補助金等(県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するものを含む。)の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (3) 立入検査、監査又は監察(法令(条例及び規則を含む。)の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。)をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
- (4) 不利益処分(行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。)をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人
- (5) 行政指導(行政手続法第2条第6号に規定する行政指導をいう。)をする事務 当該行政指導により現に一定 の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
- (6) 事業の発達、改善及び調整に関する事務(前各号に掲げる事務を除く。) 当該事業を行っている事業者等
- (7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している 事業者等又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようと していることが明らかである事業者等又は特定個人
- 6 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間(当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間)は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 7 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

(倫理行動規準)

- 第3条 職員は、山形県病院事業局職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。
 - (1) 職員は、地方公務員法その他の法令(条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。)を遵守しなければならないこと。
 - (2) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
 - (3) 職員は、社会情勢の変化及び県政に対する県民の要請を的確にとらえ、効果的な事業の立案を積極的に行うとともに、迅速かつ効率的に事務を行うよう努めなければならないこと。
 - (4) 職員は、県の事務及び事業の透明性を確保することを常に心がけ、積極的に説明責任を果たすことにより、 県民からの理解と信頼を確保するようにしなければならないこと。
 - (5) 職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
 - (6) 職員は、公金が県民から負託された貴重な財産であることを認識し、適正に予算の執行を行うとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければならないこと。
 - (7) 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待(以下「贈与等」という。)を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
 - (8) 職員は、常に公私の別を明らかにし、その地位を自らやその属する組織の私的利益のために用いてはならな
 - (9) 職員は、研修の機会を効果的に活用すること等により、自ら職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならないこと。
 - (10) 職員は、常に自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識し、信用を傷つけるような行為を行ってはならず、また、自らも地域の一員であることを自覚し、地域の一員としての良識ある行動をとるよう努めなけ

ればならないこと。

(管理職員の責務)

(禁止行為)

- 第4条 管理職員は、率先して職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立に努めなければならない。
- 2 管理職員は、その管理し、又は監督する職員が職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂 行するという意識の確立を図るよう的確な指導及び監督に努めなければならない。
- 第5条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けること。
 - (2) 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。
 - (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (5) 利害関係者から未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引 所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を いう。)を譲り受けること。
 - (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
 - (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - (8) 利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。
 - (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
 - (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - (2) 多数の者が出席する式典、祝賀会その他これらに類する公開性の高い会合(以下「多数の者が出席する式典等」という。)において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)。
 - (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - (6) 多数の者が出席する式典等において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
 - (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- 3 第1項の規定の適用については、職員(同項第9号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。)が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

- 第6条 職員は、私的な関係(職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。)がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号(第9号を除く。)に掲げる行為を行うことができる。
- 2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督職員に相談し、その指示に従うものとする。
- 3 第1項の職員としての身分には、職員が、病院事業管理者の要請に応じ特別職地方公務員等(地方公務員法第29条第2項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。)となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合(一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き1以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)における特別職地方公務員等としての身分を含むものとする。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

- 第7条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念 上相当と認められる程度を超えて贈与等を受けてはならない。
- 2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係 者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として 支払わせてはならない。

(個人情報の取扱い)

第8条 職員は、山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)を遵守するとともに、自ら同条例第2条 第1号に規定する個人情報を取り扱う場合においては、当該個人情報を漏えいし、滅失し、又はき損することに より個人の権利利益を侵害することがないよう当該個人情報を適正に管理しなければならない。

(公金等に係る適正な事務処理の確保)

- 第9条 職員は、公金を取り扱う場合は、次に掲げる事項に特に留意し、適正に事務処理をしなければならない。
 - (1) 公金に係る事務処理については、複数の職員による審査を徹底するよう努めること。
 - (2) 給与、旅費等の給付を受けようとする職員は、当該給付に係る法令にのっとり、適正に届出、請求等を行うこと。
 - (3) 公金に係る事務に携わる職員は、山形県病院事業局財務規程(平成15年3月県病院事業管理規程第11号)その他の財務に関する法令について、知識の習得に努めること。
- 2 職員は、関係団体等(協議会、実行委員会等で県の機関がその会計事務を行うこととされている団体をいう。) に係る現金、預金通帳、金券等を取り扱う場合において、管理責任者を定めること、保管場所を明確にすること 等により、当該現金等を適正に管理しなければならない。

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

- 第10条 職員は、他の職員の第5条第1項各号、第7条、第8条又は前条第1項第2号若しくは第2項の規定に違 反する行為によって当該他の職員(第5条第1項第9号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者)が得 た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。
- 2 職員は、病院事業管理者、総括倫理監督職員、倫理監督職員その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己又は他の職員が職務に係る法令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。
- 3 管理職員は、その管理し、又は監督する職員が職務に係る法令に違反する行為を行った疑いがあると思料する に足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(飲酒運転等の禁止等)

- 第11条 職員は、飲酒運転等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条の規定により禁止されている行為をいう。以下同じ。)が重大な交通事故を引き起こす原因となるものであることを認識し、決してこれを行ってはならない。
- 2 職員は、安全運転に徹するとともに、特に飲酒をする場合においては、飲酒運転等を防止するための適切な対応をとるよう努めなければならない。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、職員が飲酒運転等を行った疑いがあると思料するに足りる事実がある場合に ついて準用する。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

- 第12条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、総括倫理監督職員が定める事項について、倫理監督職員を経由し総括倫理監督職員に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。
 - (1) 多数の者が出席する式典等において、利害関係者と共に飲食をするとき。
 - (2) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき。

(講演等に関する規制)

第13条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組その他これらに類するものへの出演(地方公務員法第38条第1項の許可を受けてするものを除く。以下「講演等」という。)をしよう

とする場合は、あらかじめ総括倫理監督職員の承認を得なければならない。

(倫理監督職員への相談)

第14条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第5条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督職員に相談するものとする。

(贈与等の報告)

- 第15条 管理職員は、事業者等から、贈与等を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次に掲げる報酬の支払を受けたとき(当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において管理職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限る。)は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、贈与等報告書(別記様式)を、当該四半期の翌四半期の初日から起算して14日以内に、病院事業管理者に提出しなければならない。
 - (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
 - (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬

(総括倫理監督職員及び倫理監督職員)

- 第16条 職員の職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立を図るため、総括倫理監督職員及び倫理監督職員を置く。
- 2 総括倫理監督職員は、局長とする。
- 3 倫理監督職員は、県立病院課長、北庄内医療整備推進室長及び病院の長とする。

(総括倫理監督職員及び倫理監督職員の責務等)

- 第17条 総括倫理監督職員は、倫理監督職員と連絡調整を図るとともに、必要に応じ、倫理監督職員に対し助言及び指示を行うものとする。
- 2 倫理監督職員は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
 - (1) 所属職員からの第6条第2項又は第14条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
 - (2) 所属職員が特定の者と県民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、当該職員の職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 3 総括倫理監督職員及び倫理監督職員は、その指定する職員に、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(違反に対する措置)

第18条 病院事業管理者は、職員が第5条第1項各号、第7条、第8条、第9条第1項第2号若しくは第2項、第10条、第11条第1項若しくは第3項、第12条、第13条又は第15条の規定に違反する行為を行ったと認める場合は、その違反の程度に応じ、当該職員に対して、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒処分等の人事管理上必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、職員の職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立に資するため必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 第15条の規定は、この規程の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。

別	記様式(第15条関係)		
	D44		日
	間 山形県病院事業管理者 殿	与等報告書	
	山形宗例忧争未旨连有一般	所属 職・氏名	印
	贈与等又は報酬の支払を受けた年月日	年 月 日	
	贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	会合等への出席 著述 講演 その他 内容	
	贈与等又は報酬の内容	原稿料 講演料 その他()
	贈与等により受けた利益又は支払を受けた 報酬の価額	円 (講演等の時間数又は原稿枚数 (400字詰原稿用紙):)
	上記に推計した額を記載している場合に あっては、その推計の根拠		
	供応接待を受けた場合にあっては、当該供 応接待を受けた場所の名称及び住所並びに 当該供応接待を受けた場に居合わせた者の	住所:	
	人数及び職業	人数(概数): 名	
		その他の場合 人数: 名 職業:	
	贈与等をした事業者等又は報酬を支払った 事業者等の名称及び住所	事業者等の名称: 事業者等の住所:	
	役員等が事業者等の利益のために贈与等を 行った場合にあっては、当該役員等の役職 又は地位及び氏名(当該役員等が複数の場 合にあっては、当該役員等を代表する者の 役職又は地位及び氏名)		
	贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び県との関係	職務との関係: 県との関係: 利害関係あり 講演等の場合、事前に承認あり 利害関係なし	

(注) 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚記入すること。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県住民基本台帳ネットワークシステム用サーバ機器等の賃貸、保守及び運用支援サービス 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県総務部市町村課行政担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2281

- 3 落札者を決定した日 平成19年11月8日
- 4 落札者の名称及び所在地

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目3番10号

- 5 落札金額 172,500,300円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成19年9月28日

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成19年11月12日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名 称

特定非営利活動法人 ようざんの里

(2) 代表者の氏名

斉藤 尚隆

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市万世町桑山1549番地の7

(4) 定款に記載された目的

この法人は、米沢市およびその周辺の住民に対し、「高齢者の除雪援助」を始めとする「高齢者を守る活動」、「青少年の育成を図る活動」および「災害時の援助活動」に関する事業を行い、「地域社会の健全育成」に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに寒河江市 役所において平成20年3月27日まで縦覧に供する。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームセンタージョイ寒河江店
 - 寒河江市大字寒河江字赤田71番 4 号外
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称	所 在 地
スーパーセンタージョイ寒河江ショッピングセン ター	寒河江市大字寒河江字赤田71番 4 号外

(変更後)

名	所 在 地
ホームセンタージョイ寒河江店	寒河江市大字寒河江字赤田71番 4 号外

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称		住	所	代表者の氏名		
株式会社ジョイ		東根市神町中央二丁目2番6号		阿 部	恵	

(変更後)

名	称	住	所	代	表者の	の氏名
株式会社ジョイ		山形市あこや町二丁目 1 番30号		冏	部	恵

- 3 変更年月日
 - (1) 2の(1)に掲げる事項 平成19年11月5日
 - (2) 2の(2)に掲げる事項 平成17年6月2日
- 4 届出年月日

平成19年11月5日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年3月27日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに寒河江市 役所において平成20年3月27日まで縦覧に供する。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージョイ寒河江店

寒河江市大字寒河江字赤田71番 4 号外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ジョイ 山形市あこや町二丁目 1 番30号 代表取締役 阿部 恵

- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)

小売業を行	う者	開応	時	刻	閉	店	時	刻	備	考
株式会社ジョイ	午前	9 時30	分	4	後8	時45%	分			

(変更後)

小売業を行う者	開店時刻	閉 店 時 刻	備考
株式会社ジョイ	午前7時	午後10時	年間60日は午前 6 時開店

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後9時まで

(変更後) 午前6時45分から午後10時15分まで。ただし、年間60日は午前5時45分から午後10時15分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後9時まで

(変更後) 終日

4 変更年月日

平成19年11月16日

5 届出年月日

平成19年11月5日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年3月27日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

中山公園の野球場の命名権者(ネーミングライツスポンサー)を次のとおり募集する。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 募集する施設及び所在地

中山公園の野球場 東村山郡中山町大字長崎5081番地

2 契約期間

3年間

3 申込者に必要な資格

次の各号に該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者
- (3) 山形県から指名停止措置を受けている者
- (4) 県税その他の租税の滞納がある者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を 行っている者
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成19年12月19日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- (2) 配布場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県土木部都市計画課行政担当 電話023-630-2588
- 5 申込書の提出期間及び提出場所
 - (1) 提出期間 4(1)に掲げる期間
 - (2) 提出場所 4(2)に掲げる場所
- 6 その他
 - (1) この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。
 - (2) 詳細については、募集要項による。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとお り行う。

平成19年11月27日

山形県知事 齋 藤 弘

翢 口 欰 椝 浀 の家舗 に相当 する額 月分 谻 敷 田 田田 88 300 200 300 300 700 700 8 200 500 500 300 800 8 700 が238, え268, の者 42, 45, 83, 62, 88, 35, 4 8 42, 4, 6, 20 8 田 EE0000 90 43,100 300 ,200 400 800 200 400 200 10 300 400 8 300 収入が200,0 を超え238,0 以下の者 55, 26, 43, 33, 43, 48, 56, 38, 35, 36 54 34 37 쁴 田田 000 900 900 ,300 ,700 100 000 900 900 000 800 900 300 900 700 収入が178,0 を超え200,0 以下の者 3 38 47 46 28 38 4 48, 29 32 22 33, 8 37 000,000 009 ,500 300 300 700 009 00 100 900 009 90 900 8 9 収入が153,0 を超え178,0 以下の者 27 32 4 4 32 25 32 36 42 25 28 <u>ග</u> 28 26 田 EE 000 洲 400 100 ,300 800 009 300 500 800 400 ,200 800 ,900 700 500 収入が123, を超え153, 以下の者 35, 23, 34, 30, 35, 23, 6, 24, 22, 27 27 27 7 収入が 123,000円 以下の者 ,300 900, ,300 ,500 ,400 200 ,500 ,000 ,000 ,500 900 900 500 ,600 19, <u>ල</u> 22 28, 22 7 22 25, 29 ∞, <u>ი</u> ∞, 特定目的用 (圖·鄭智用) 般用 尔 田 密 回 \boxtimes 1 牚 数 7 $\langle | L \rangle$ 1戸当たり 住戸専用 面 報 平方メートル 58.4 Ω 0 0 ω 2 0 0 2 0 က \sim 椝 6 6 62 99 7 62 99 69 64 59 8 63 57 \mathbf{Y} $\overline{\mathsf{Y}}$ $\overline{\mathsf{Y}}$ $\overline{\mathsf{v}}$ \checkmark \prec \checkmark \checkmark \checkmark Ω 犯形3 Ω Ω \Box 弫 \Box \Box \Box \Box _ \Box _ _ α α $^{\circ}$ 2 $^{\circ}$ ₩ $^{\circ}$ $^{\circ}$ **<u></u> 直市交り江五** 110 - 1 大字十文 (白川町 7 - 15 囙 ・動 町田 田卜 上山市長清水-丁目10 - 17 Ë 払 囙 ÌΤ Ш ₩8 江藤 石田 量 5村山郡大江字藤田字副 2564 - 3 :根市中央[3 - 2 江市大: 西 浦1(電2 塩水46 大石 市桧町 - 16 臣 宣 田 18 -北村山郡3 町大字大1 277 - 4 小 目27 仕 28 回 ₩← 同 字6106 河子 天童上 朌 2 第 司五丁 ∞ 回皿 回讪 一二 回上 東屋 2 西大原 東目 住宅の名称 **=** アパー 交り江ア/ ト1号 長清水ア/ - 6号 南寒河江7 ·ト1号 面 イアパー 根中央7 1号 町アパ-IJ <u>₩</u> 沢アパ 東山アパ 郶 囮 冭 童駅 2号 天童南記・ト1号 : 宣格町7 た \pm \mathbb{K}_{τ} 开 黒ィ Ð あて 仰肠 啷 加 \perp 账 同パ 担 ム 回Ⅰ 同パ 同パ 同パ 回上 回ム 同パ 回上

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
 - (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
 - (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
 - (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
 - (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には、400,000円)
 - (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の 所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。) があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障がいの程度に相当する程度
 - (I) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国 土交通省令で定める程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大 臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、 過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯 の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成19年12月5日~同月11日まで(月曜日は休館となります。)(受付時間AM10:0~PM6:00)(ただし、郵送の場合は、平成19年12月11日までの消印のあるものに限り有効とする。)
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階 山形県すまい情報センター
- 5 入居の時期 平成20年2月上旬

公営住宅法 (昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定に り行う。	より、山形県県	営住宅の		を次のとお
平成19年11月27日	山形県知事	齌	藤	弘

胐 口 欰 霏 浀 の家舗に相当する額 佃 尔 È 敷 000,000 田 400 900 41,400 400 500 500 00 300 収入が238,0 を超え268,0 以下の者 26, 50, 39, 42, 54, 47 20 田田(000) 000 41,700 100 000 90 ,200 8 90 収入が200,0 を超え238,0 以下の者 36, 23, 43, 4, 34 37 47 氜 田田 田 900 100 000 ,200 000 38,100 700 900 収入が178,0 を超え200,0 以下の者 36, 6 38 29 3 32 46, 田田 000 ,200 ,300 200 ,100 ,800 ,000 300 900 収入が153,0 を超え178,0 以下の者 33, 1 3 32 25 27 27 35 EE 田 洲 500 500 900 21,700 900 500 ,900 800 収入が123, を超え153, 以下の者 4 26, 22, 23, 27, 29, 27 収入が 123,000円 以下の者 ,000 ,800 ,000 ,900 900, ,300 ,000 ,600 5, 23, 17, 8 <u>ල</u> 2 般用 尔 \boxtimes 募 数 ◁╙ 1戸当たり 住戸専用 面 報 平方メートル 40.5 4 က 0 9 \sim 7 $^{\circ}$ 椝 79 69 63 62 69 88 64 住宅形式 \mathbf{Y} \prec \prec \checkmark \Box 猫 \Box \Box \Box _ 2 $^{\circ}$ α 7 |市こがね町 |目21 - 11 五丁 囙 |||8 広町23 富 [泉町] 22 富士見町. |2 - 118 割 ভ 檀 馬- 5 洲 滞し 仕 七 ₩ 鶴岡戸- 23 朌 Ш $^{\circ}$ Ш 2 回 . 回 23 回一 回卜 回回 営住宅の名称等 広アパー A 原アパー A **~** : がねア/ 号 C 泉アパ-A 海アパ-C 新橋アパ 称 Ω Ω 黑号 未号 黑号 弧巾 叩 叩 17 0 加 \bot · 回廊 4 Θ 账 回上 回ム 回上 回上

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
 - (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
 - (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
 - (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
 - (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には、400,000円)
 - (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫 1 人につき 270,000円 (その者の 所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (I) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国 土交通省令で定める程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大 臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、 過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯 の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成19年12月5日~同月11日まで(土・日曜日は休館となります。)(受付時間AM10:00~PM5:00) (ただし、郵送の場合は、平成19年12月11日までの消印のあるものに限り有効とする。)
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 庄内事務所
- 5 入居の時期 平成20年2月上旬

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年11月27日

山形県立河北病院長 片 桐 忠

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

場	所	日	時	入札に付する物件	予定価格
西村山郡河北町	盯谷地字月山			西村山郡河北町谷地字東1445番 1	
堂111		平成19年12	月19日(水)	宅地	0 227 000 III
山形県立河北和		午前10時00	分	(実測)565.87平方メートル	9,337,000円
外来棟 2 階 名	会議室			(公簿)570.27平方メートル	

2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者
- 3 契約条項を示す場所

山形県立河北病院総務課施設係

- 4 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上
- 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効である。

- 6 その他
 - (1) 説明会の場所及び日程

入札に付する物件	場	所	日	時
西村山郡河北町谷地字東1445番 1	西村山郡河北町谷	地字月山堂111		
宅地	山形県立河北病院		平成19年12月6日(木)	
(実測)565.87平方メートル	外来棟2階 会議	室	午前10時00分	ì
(公簿)570.27平方メートル				

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、山形県立河北病院総務課施設係(電話0237(73)3131)に 問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、県有地の売買について一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年11月27日

山形県立鶴岡病院長 灘 岡 壽 英

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

場	所	日	時	入札に付する物件	予定価格
鶴岡市高坂字均	堰下28番地			鶴岡市美原町12番7	
山形県立鶴岡病院		平成20年1月15日(火) 午後1時30分		宅地	42 CO4 OOOTI
管理棟 3 階 第一会議室				(公簿) 441.51平方メートル	13,694,000円
				(実測) 450.45平方メートル	

2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者
- 3 契約条項を示す場所

山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係

- 4 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上
- 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効である。

- 6 その他
 - (1) 説明会の場所及び日時

入札に付する物件	場	所	В	時
鶴岡市美原町12番7	鶴岡市高坂字堰下28番地			
宅地	山形県立鶴岡病院		平成19年12月17日(月)	
(公簿) 441.51平方メートル	管理棟 3 階 第一会議室		午後 1 時30分	
(実測) 450.45平方メートル				

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係(電話 0235(22)2690)に問い合わせること。

正 誤

行

県公報 発行年月日 番 号 ページ

誤

正

平成19.10.30 第1888号 1389 下から9

同法第18条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。